

公告

建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月31日(月)

1 処分の内容

建設業法第 2 9 条第 1 項の規定による許可の取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第 2 9 条第 1 項第 5 号の規定に該当する。

3 処分をした年月日、許可番号、商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者氏名及び取り消した許可

※ 処分をした年月日時点の状況を記載しています。

	処分をした年月日	許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	全部廃業 又は一部 廃業	取り消した許可
1	令和7年1月31日	東京都知事許可（般-6）第 158725 号	堀内建設（株）	堀内 美樹	東京都中央区東日本橋 3 - 6 - 1 8 ハニー堀留ビル 8 階	一部廃業	一般建設業許可（ 消防施設工事業 ）